

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四安全衛生課の項部長の欄第七号中「第四十八条第六項第三号の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への報告

2 第四十八条第六項第三号の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録

別表第六の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第二号中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。